

写

3 消安第 4 8 4 6 号
令和 3 年 12 月 12 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

異常家きんを発見した場合の早期通報及び都道府県から動物衛生課への
早期報告の徹底について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、累次の通知により、農場からの早期発見・早期通報の徹底の指導をお願いするとともに、「異常家きんを発見した旨の届出を受けた場合の動物衛生課への報告について」（令和 3 年 11 月 16 日付け 3 消安第 4396 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）（別添参照）により、都道府県が農場から通報を受けた場合の動物衛生課への早期報告の徹底をお願いしているところです。

このような中、今シーズンのこれまでの本病発生事例の中で、家きんの所有者、獣医師等から家畜保健衛生所への届出が速やかに行われなかった事例や、家畜保健衛生所が行った簡易検査の結果が陽性となった段階で動物衛生課へ初めて報告される事例が引き続き確認されています。

このような事態は、特に防疫計画どおりに準備等が進まない場合には調整に多大な時間を要するなど、迅速な初動防疫に支障を来しかねないことから、下記について、改めて周知徹底いただき、初動防疫の確実な実施を確保いただきますようお願いいたします。

記

1 家きん所有者等への周知徹底

家きんの所有者等は家畜伝染病予防法第 13 条の 2 の規定に基づき、同一の家きん舎内において、1 日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の 2 倍以上となること（以下「特定症状」という。）を確認した場合、遅滞なく家畜保健衛生所に届け出ることが義務付けられています。家畜保健衛生所への通報が遅滞することにより、本病の周辺農場へのまん延防止に支障を来すとともに、遅滞によって患畜等への手当金及び特別手当金の減額措置が講じられる場合もあることから、引き続き、家きんの所有者等に対し、以下の点について周知徹底をお願い

いたします。

- (1) 日々の健康観察を行い、特定症状や、産卵率の低下、元気消失といった異状が見られた場合に家畜保健衛生所に早期通報を行うこと。
- (2) 特に、防疫関係者の人員確保や防疫資材の確保に時間を要することが見込まれる年末年始については、日々の飼養管理において、例えば午前中に家きんの健康観察を行い、異状が認められた場合には速やかに届け出るようにするなど早期発見に努めること。

2 都道府県から動物衛生課への遅滞のない報告の再徹底

本病の疑似患畜確定時に向けた速やかな準備を講じ、確定時には防疫措置を迅速かつ円滑に開始するため、都道府県が家きんの所有者等から異常家きんの届出を受けた場合には、家畜防疫員の農場への立入りの前に遅滞なく当課に報告いただきますよう再度徹底をお願いいたします。

以上

(写)

3 消安第 4396 号
令和 3 年 11 月 16 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

異常家きんを発見した旨の届出を受けた場合の動物衛生課への
報告について

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、「鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認（今シーズン鹿児島県内 2 例目、国内 3 例目）に伴う監視体制強化の徹底について」（令和 3 年 11 月 15 日付け 3 消安第 4364 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等により、早期発見・早期通報の徹底の指導をお願いしているところです。

このような中、今シーズンのこれまでの本病発生事例の中で、家畜保健衛生所が行った簡易検査の結果が陽性となった段階で当課に報告された事例が複数ありました。本病の通報については、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）の第 4 の 1 の「家きんの所有者等から届出を受けたときの対応」において、都道府県は家きんの所有者、獣医師等から異常家きんを発見した旨の届出を受けた場合には、当課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣することと規定されています。

家畜防疫員の農場への立入りの前に、直ちに当課に一報することは、本病の疑似患畜判定時に向けた速やかな準備を講じ、疑似患畜と確定した時点で迅速かつ円滑に防疫措置を開始するために極めて重要です。都道府県におかれましては、引き続き、家きん飼養者に対し早期発見・早期通報の指導を徹底いただくとともに、防疫指針に基づく都道府県から当課への報告を遅滞なく確実にを行うよう徹底いただくようお願いいたします。